

奈良県協働推進審査会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年三月三十日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県規則第四十九号

奈良県協働推進審査会規則の一部を改正する規則

奈良県協働推進審査会規則（平成二十四年十二月奈良県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「奈良県地域貢献活動助成事業」を「奈良県協働推進基金（以下「基金」という。）を活用する事業」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号中「前三号」を「前号」に改め、同号を同条第二号とする。

第三条第二項第二号を削り、同項第三号中「前二号」を「前号」に改め、同号を同項第二号とする。

第四条中「（第二号を除く。）」を削る。

第六条第一項中「テーマ設定型事業」を「基金を活用する寄附者テーマ設定型協働推進事業」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。